

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月 9 日

【会社名】 三光産業株式会社

【英訳名】 SANKO SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 石井 正和

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前三丁目42番 6 号

【電話番号】 東京03(3403)8134 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理統括本部総務部長 元吉 俊介

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前三丁目42番 6 号

【電話番号】 東京03(3403)8134 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理統括本部総務部長 元吉 俊介

【縦覧に供する場所】 三光産業株式会社大阪支店  
(大阪府東大阪市水走三丁目14番 1 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

2026年6月5日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1)株主総会が開催された年月日

2026年6月5日

### (2)決議事項の内容

#### 第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

本株式併合の割合

当社株式2,401,045株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2026年6月27日

効力発生日における発行可能株式総数

12株

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が12株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を有する者は株式会社パロン（以下「パロン」といいます。）のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第9条（基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者はパロンのみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、当社定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年6月27日に効力が発生する予定です。

### (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	61,139	534	-	(注)	可決 99.12
第2号議案	61,141	541	-	(注)	可決 99.12

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。